

# 裁判例から見る 進歩性判断

日時  
平成 25年 4月 4日 (木)  
10時～16時10分 (開場9時30分)

進歩性は特許出願に対して特許を付与するための要件の一つである。特許法は、進歩性の判断についての規定を持つが、その判断手法等については明文がない。従って、進歩性の判断については、特許法の目的を参酌しつつ、判断基準の明確化・客観化という観点から考察する必要がある。特に、発明は、完成後の技術水準に照らせば、「容易に思いつく」ように見えるものであり、かかる後知恵を避けるための仕組みも必要である。近時、進歩性の判断については、米国においてKSR判決という重要な最高裁判決が下され、また、日本の知財高裁の判決には精緻化の傾向が見られる。従って、現在、進歩性の判断について検討することには重要な意義があると考えられるのであり、本セミナーにおいては、基本に立ち返り、虚心坦懐に進歩性の判断について考察することを目的とする。

是非、この機会に多数で参加くださいますよう、ご案内申し上げます。

日本弁理士会会員の皆様へ

(財)経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。  
この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。  
この研修を修了し、所定の申請をすると、5単位が認められる予定です。

講師：高橋法律特許事務所 弁護士・弁理士 高橋 淳氏

参加料：各1名につき(資料代・消費税込)

特別会員	普通会员・ 知財会員	特許ニュース 購読者	一般
10,000円	15,000円	18,000円	23,000円

場所：  
銀座会議室(三丁目)6階C室

東京都中央区銀座3-7-10 松屋アネックスビル  
(東京メトロ銀座線・日比谷線銀座駅下車A12番出口  
より徒歩約2分)

- 1 「想到性」判断と「容易性」判断の区別
- 2 「想到性」の判断の検討
- 3 「容易性」判断の検討
  - 3-1 「容易性」判断の客観性の確保
  - 3-2 課題の発見の非容易性と発明の「容易」性
  - 3-3 主引例の選択の問題(「主引例適格性」の問題)
- 4 「技術常識」、「設計事項」等の概念の整理
- 5 動機付けとしての技術分野の関連性、課題の共通性、作用・機能の共通性等
- 6 裁判例の検討

最新のセミナー情報がご覧になれます

<http://www.chosakai.or.jp/seminar/seminar-annai.htm>

経済産業調査会 セミナー

検索

## 「裁判例から見る進歩性判断」参加申込書 (H25. 4. 4開催)

ご所属名	電話
	F A X
	E-mail
ご住所 〒	
参加者	
お名前	部署名
お名前	部署名
お名前	部署名
備考欄	
申込先	<b>FAX : 03-3535-4884</b> <b>E-mail : seminar@chosakai.or.jp</b>
	財団法人 経済産業調査会 〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 電話 03-3535-4881